

(令和3年1月8日)

緊急事態宣言再発出を踏まえた新型コロナウイルス感染防止に関する

千代田区の基本方針

千代田区は緊急事態宣言の再発出を踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、下記の通り基本方針を策定しました。なお、基本方針については政府及び都や専門家会議の発表や感染状況を踏まえ、段階的に改訂します。

1. 前提条件

令和2年4月に緊急事態宣言を発出した際は、新型コロナウイルスが未知のウイルスであったことなどから、人と人との接触を「最低7割、極力8割減らす」など社会・経済活動を幅広く制限した。しかし、これまでのクラスター分析の結果、飲食を伴う会合、とりわけ飲酒を伴う会食による感染リスクが極めて高いことが報告されるなど、判明してきた事実も多い。そこで、感染リスクを軽減させるため、限定的、集中的に対策を行う。具体的には、飲食を伴う会合や人の流れを抑えるための不要不急の夜間の外出を控え、更なる感染拡大を防止するため、区では下記3点を前提条件とし、基本方針を定めるものである。

- (1) 区民及び職員が「自分を守る、家族を守る、大切な人を守る、社会を守る、感染しない、させないための行動」をとること。
- (2) 飲食を伴う会合や飲食につながるイベント等を実施しないこと。
- (3) 不要不急の外出、特に午後8時以降の外出は控えること。

2. 区内教育施設等の対応

- (1) 小学校、中学校、中等教育学校
- (2) 幼稚園、こども園
- (3) 保育園
- (4) 学童クラブ
- (5) 児童館等

感染防止対策を徹底し、学校運営を継続する。ただし、感染状況に応じて、対面での指導に加え家庭でのオンライン学習等を行うなどの対応をとる。

3. 区有施設の利用や貸出し

感染拡大防止の各種ガイドラインの再徹底を行ったうえで利用や貸出しを行う。なお、利用時間については、原則20時までとする。

4. イベントや事業の考え方

延期やオンライン開催、規模の縮小、無観客での開催を検討する。なお、開催制限については、国の取扱いに準じて継続する。

5. 区役所の窓口業務

下記取組みを継続する。

(1) 総合窓口業務

平日の8:30から17:00までの取り扱いとし、土曜日の窓口業務は休止。

(2) 出張所窓口業務

平日の8:30から17:00までの取り扱いとし、水曜日に実施していた夜間延長は休止。

6. 会議設定

原則、書面開催もしくはオンライン開催とする。やむを得ず開催する場合は、適切な感染予防対策を施したうえで、最小限の時間及び出席者で実施することとする。

7. 職員体制

感染拡大防止のため、時差出勤や週休日の振替など、対人接触を減らす等の取組みを継続する。